

議案第35号

損害賠償請求事件に係る和解及び和解金の額の決定について

みやき町（被告）と、当時中学一年生の生徒（原告）との間で係争中の平成30年（ワ）第238号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記のとおり佐賀地方裁判所において成立させるため、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 原告 みやき町内在住 女子高校生
原告法定代理人親権者父及び母
- 2 事件の概要 平成28年3月8日（火）16時40分頃、町内の中学校で当時1年生の生徒が部活動の道具を体育館に搬入していた際、搬入後に体育館に戻るため体育館の入り口ドアを閉めるときに、当日は若干風が強かったため、急激にドアが閉まらないように左手を蝶番側に添えたまま右手でドアノブを引いたところ、左手人差し指が蝶番側に挟まり指先を欠損するケガをした。
相手方はドアクローザーが機能しなかったことが事故の原因であり、施設の管理に瑕疵があったということで5,551,528円の賠償金を支払うよう要求があったものである。

3 和解の概要

和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件事故による和解金として、金190万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和元年6月末日限り、原告代理人指定の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

- 4 本件和解金に係る補填財源
全国町村会総合賠償補償保険から保険金として直接支払い予定。

令和元年 6月 3日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

損害賠償請求事件について損害賠償額を定め和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。